

更生保護事業法施行規則（平成 8 年法務省令第 25 号）の一部を改正する 省令案の概要

1 改正の趣旨

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号。以下「改正法」という。）附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行に伴い、並びに更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）第 6 条第 1 項及び第 64 条の規定に基づき、更生保護事業法施行規則（以下「施行規則」という。）について所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

- （1）改正法によって、更生保護事業法第 2 条に規定する更生保護事業のうち、「継続保護事業」が「宿泊型保護事業」に、「一時保護事業」が「通所・訪問型保護事業」に、「連絡助成事業」が「地域連携・助成事業」にそれぞれ改められるため、施行規則中の更生保護事業の各名称をそれぞれ上記のとおり改める。
- （2）更生保護事業法第 6 条に規定する公益事業に、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）第 106 条の 2 第 1 項の規定により外出及び外泊する者に対し、その釈放後の社会生活に係る相談に応じ、必要な助言その他の援助を行い、若しくは宿泊場所を供与し、又はその両方を行う事業を追加する。
- （3）その他所要の改正を行う。

3 施行期日

改正法附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日（令和 5 年 12 月 1 日）